

人権教育・啓発方針 総論部分素案（事項別）

【人権とは】

人権とは、全ての人が生まれながらに持っている、「人間が人間らしく生きる権利」であり、「生命と自由を確保し、幸せに生きるために欠くことのできない権利」である。

「人間の尊厳」に基づき、一人ひとりが、ありのままに個人として尊重され、差別されることなく、安心して、自由に生きることができる権利である。

【人権尊重とは】

人権の尊重とは、一人ひとりがかげがえのない存在であることを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方や考え方の違いを認め、相互に助け支え合い、互いに尊重し合うことである。そして、人権が尊重された社会とは、この人権尊重の理念が、広く社会に定着し、人々の日常生活の中で、自然に態度や行動に表れる社会である。

一人ひとりが、自己の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、自己の権利の行使に伴う責任を自覚して、調和的に人権を行使し、全ての人の人権が共に尊重される、「人権の共存」の実現が、人権尊重の実現である。

【人権教育・啓発の定義】

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を言い（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育、社会教育及び家庭教育を通じて推進される教育活動である。

人権啓発とは、「人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を言い（人権教育・啓発推進法第2条）、広く市民に、人権尊重の理念の普及、人権意識の向上を目的として行われる研修、情報提供、広報活動等で、人権教育を除いたものである。

【基本理念】

- 人権は一人ひとりが等しく持つものであり、自分に関わる大切なものであることを、市民の誰もが理解し、自己と他者の人権を、共に大切にできる、人権尊重のまちづくりを目指す。
- 性別、年齢、国籍や、障がいの有無、価値観、立場等のあらゆる違いを認め合い、包み込む、多様性豊かな地域社会の中で、全ての人の人権が等しく守られ、市民がつながり支え合い、誰も取り残さず、共に生きる、共生のまちづくりを目指す。
- 人権問題は侵害された人、侵害した人だけの問題でなく、それを引き起こす社会環境を作っている全ての構成員の問題であることを、市民一人ひとりが認識し、今を生きる世代の責任において、将来にわたり、心豊かで誰もが生きやすいまちを、次の世代に安心して引き継ぐため、全ての市民が力を合わせる人権のまちづくりを目指す。
- 人権教育・啓発は、市民と共に推進する。
- 全ての施策の立案・実施において、人権尊重の理念を反映させる。

【人権教育・啓発の基本的視点】

(1) 偏見や差別に気づき、態度や言動に表せるための学びの促進

人権を学ぶことの意義は、誤解や自らの人権が侵害されたとき、侵害されている人に出会ったときに、誰もが当たり前に、おかしいと言えるようになることである。

自分の内面や社会に生じた偏見や差別の小さな芽にいち早く気づき、それを自然に態度や言動に表すことができることは、自己や他者の人権を守るため、重要なことであり、人権教育・啓発は、このことが、あらゆる年代の幅広い市民に定着するよう行う。

(2) 当事者意識の醸成と、身近な人権問題の共有の促進

人権は、自分を含め全ての人に関わる事であり、人権問題は、差別問題だけでなく、ごく身近に様々にあり、意識せず自分も関わっている問題である。多くの方は、自分が差別をしておらず、されてもいないという認識から、人権問題は、自分の問題であると気付かないでいる。

市民が、人権や人権問題を、自分の事であると実感をもって理解でき、人権問題を自分が関わっている問題であると認識できることにより、地域社会において、市民同士が気づき合い、支え助け合うことができるよう、人権の普遍的な理念に関する教育・啓発と共に、身近な人権問題を様々な方法でわかりやすく市民に伝える教育・啓発を推進する。

(3) 複合的人権課題への認識

人権課題が複雑・多様化する中で、障がい、高齢、外国人その他の人権課題を複合的に抱える人がいることと、その困難を、市民や職員が認識することは、重要である。また、その解決についても、複合的な視点を要する。

単体の個別の人権課題の共有に加え、複合的な人権課題の存在、問題の内容を、適切な対象と機会を捉えて、市民に伝えるとともに、職員が十分に認識して施策を行えるよう、教育・啓発を推進する。

(4) 家庭教育の重要性の認識と、発達段階、ライフステージ等を踏まえた効果的な教育・啓発の推進

家庭は、「全ての教育の出発点」と言われ、特に、親やその他の家族の人権意識

は、子どもの人権意識の形成に大きな影響を与える。家庭教育の重要性の認識を広く市民に浸透させるとともに、家庭教育の主体となる親その他の保護者に対し、気づきや、正しい人権意識・態度が具わるよう、啓発や学びの機会の提供等により、家庭における人権教育を支援する。

また、人権教育・啓発は、子どもから高齢者に至る幅広い層を対象とすることから、対象者の発達段階やライフステージ、年代的特徴を踏まえ、家庭、学校、地域、職場など、あらゆる場所と機会を通じて推進する必要がある。

その際には、「命の大切さ」、「個人の尊重」などの人権の普遍的な視点と、女性、子どもなどの具体的な人権課題に即した個別的な視点の、二つの視点が、相まって人権尊重への理解に効果をもたらすよう配慮する。

(5) 命の大切さの実感と自尊感情の育成

命を大切にすることは、命のかけがえの無さに気づき、命のあるものを尊ぶことであり、人権尊重の基本である。

一方、いじめや虐待など命をも脅かす人権侵害や、大人から子どもに至るまで、人間関係等を苦しめた自殺が全国で後を絶たない。命の尊厳を人権教育・啓発推進の基盤に据え、命の大切さを実感できる教育・啓発が必要である。

特に、生活体験の中で生と死の意味や命のかけがえの無さを実感することが少ない現代の子どもたちには、友だちとの関わりや動植物、自然とのふれあいなどの教育活動全体の中で様々な体験を通して命の大切さを実感し、自他の命を共に尊重できる心を育む。また、大人も、命の大切さに関する感性を磨くよう啓発する。

また、人は生まれながらにして無二の個性や能力を持っており、そのありのままの自分を肯定的に受け入れ、自分自身をかけがえの無い存在であると思える気持ちが自尊感情である。自尊感情は、生きていく上で重要な感情の一つであり、自他の人権を尊重する意識の基本でもある。

自尊感情は、子どもの頃から育てることが大切である。発達段階を踏まえた体験活動や家庭での様々な体験を通して、最後までやり遂げたという達成感や、自分もやればできるという自己肯定感を味わえるよう、自尊感情を育む。また、大人も、その人らしく生きるため、生涯にわたって自己肯定感を持つことが大切であること、それが他者の個性や人権を大切にすることにつながることを啓発する。

(6) 自主性の尊重と中立性の確保

人権は、心の問題とは異なるが、人権教育・啓発は、市民一人ひとりの心のあり方にも関わるものであるため、その実施に当たっては、市民の自主性の尊重に十分留意する必要がある。人権問題や人権教育・啓発のあり方については、多様な意見や考え方があることを踏まえ、自由な意見交換ができる環境づくりに努める。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容や実施方法等において、市民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。

これらを踏まえ、人権教育・啓発に関わる活動の実施に当たっては、市民の自主性や、行政の中立性の確保に十分留意する必要がある。

【人権教育・啓発の基本的な方策】

(1) 必要な市民に届く啓発

啓発は、届けるべき人に届くよう、行う。人権に関心のある人、人権意識の高い人には、届きやすいが、関心のない人には、届きにくい。本当に啓発を必要とするのは、関心のない人であり、そこに啓発が届くことが市民全体の意識の向上につながり、人権が尊重されるまちの実現につながる。

知識や意識を向上させ、確かなものにする啓発が、真に啓発を必要とする人に届くよう、届ける対象、手法、内容等を工夫した啓発を行う。

(2) 人権擁護につながる人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発を行うときには、併せて人権擁護に関する知識を市民が習得できるようにする。

多くの方は、人権が脅かされた経験がない。人権教育・啓発は、そのような多くの市民に対し、人権に関する意識・精神の涵養や理念の普及を行うものであり、これによって、人権問題が起こったときに、それが問題だと認識することができる。

しかし、その知識だけでは、実際に人権侵害があったとき、問題を抱えた人に出会ったときに、どうしてよいかわからない。侵害を受けた人やそれに気付いた人が声をあげるには、その対処に係る正しい具体的な知識を知っていることが重要であり、そこから、人権擁護・人権救済につながっていくことができる。

そのため、人権教育・啓発を行うときは、その内容と相まって、相談先や利用できるサービス、その他の対処法など、人権擁護・救済に関する具体的な知識を併せて提供する。

(3) 地域における人権を推進する人材の育成

これまで地域において人権教育の指導を行う人権教育指導員の委嘱や、地域での研修会実施等により啓発を行う推進員の配置を行ってきた。今後、地域で人権を推進する人材として、実態的に地域の中で人と関わり、人権課題を抱える人を身近な立場で支援できる人材の育成を推進する。

(4) キーパーソンの人権意識・知識の深化

大人になってからの意識変革は、啓発によってのみでは容易ではなく、実際の日常生活、社会生活の中での気づきや、周囲の人の言動によって影響を受け、変わっ

ていく。そこで、影響力や発信力の強い人の態度や言動は、大きな意味を持つ。

そのため、地域や職場などで周囲に影響力を持ち、あるいは広く発信力のある人として、経営者、議員、地域団体の代表など、キーパーソンとなる人に対し、その人が、人権に関する問題意識と適切な対応に関する知識を更に深めて、周囲の人に波及させることができるよう、それぞれの立場に応じた人権問題の現状、新たな課題と対応策などについて、有用な情報の提供等を行う。

(5) 職員等の研修の充実

本市のあらゆる施策を人権尊重の理念を基礎として展開するため、職員の人権問題に対する正しい理解と認識を深めることが必要であり、職員の人権研修を体系的かつ継続的に行うとともに、教職員や医療・保健・福祉関係者など特に人権問題に関わりの深い人を対象とした研修等を推進する。

【人権擁護に関する基本的な方策】

(1) 市民に身近な人権相談へ

人権問題等で困った場合の公的な人権相談機関への相談の割合は、家族、友人等への相談の割合に比べ、全国的・統計的に、相当に低いのが通例である。誰にも相談せず、我慢をする人の割合も多い。相談助言や支援が必要でありながら、誰にも相談できないでいる人の受け皿として、公的機関の人権に関する相談窓口を、もっと市民に身近で相談しやすいものとする必要がある。

相談窓口の所在等の単純な周知だけでなく、市民が誰でも、何が相談できるのか、そこに行けば、誰がどのように聴いてくれるのか、どのような支援をしてくれるのか、必要な場合どこまで他の支援につないでくれるのかが、平素からわかるように周知を行う。

(2) 複合的な課題に対応する人権擁護の視点を全ての施策へ

施策分野ごと、人権課題ごとに、相談窓口は様々に用意されているが、これらに跨る複合的な課題を持つ人がいる。その解決が、人権擁護の視点から、円滑かつ適切に行われるよう、各相談窓口や関連施策において人権擁護の視点を浸透させるとともに、人権擁護の視点からのコーディネートを図り、分野を横断した必要な連携を推進する。

(3) 相談につながる居場所づくりの促進

公的機関への相談は多くの市民にとって非日常的であり、特に、人権相談は、時間、場所等の制約があることも多い。

一方、近年のデジタル化の急速な進展、核家族化の進行、単身世帯の増加等により人との直接的なつながりが希薄化する中、行政の個別の分野や、民間団体等において、様々な形で、「居場所づくり」の試みが行われている。人権問題を抱え相談に踏み出せないでいる市民が、そのような多様な市民が気軽に集える居場所を訪れ、気軽な交流の中で、信頼できる他者と出会い、悩みを話し、又は支援先を知ることができれば、日常生活の中で、人権問題への解決の糸口をつかむことができる。

市民同士が人とのつながりの中で支え助け合い、必要に応じ相談支援先へとつながれるよう、行政や民間団体等による居場所づくりに、人権の視点を取り入れられるよう促進する。

(4) 相談員その他相談に関わる職員の更なる質の向上

公的機関への相談は、市民には勇気が必要なものであり、そのため、広く人権にも関わる分野の相談員や相談に関わる職員が、市民の相談への躊躇や、相談の背景にある不安を受け止め、支えて、市民が安心して相談に訪れることができるよう、相談に関わる職員の人権意識、対応技術の向上を図る。

また、人権問題は、性の多様性、ジェンダー、外国人問題など、その対応、解決に専門性を要求されるものも多いことから、人権相談に係る相談員を始め、人権課題が内包され得る各種相談に係る相談員についても、人権意識の更なる向上を図る。